

令和元年5月30日
建設水道常任委員会資料
都市整備部交通政策課

J R宇治駅南自転車等駐車場ほか16箇所の自転車等駐車場の
指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する自転車等駐車場につきまして、令和2年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、5月23日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討した結果につきまして、以下のとおり、報告します。

施設名：J R宇治駅南自転車等駐車場
J R木幡駅前自転車等駐車場
J R黄檗駅前自転車等駐車場
J R六地藏駅前自転車等駐車場
J R六地藏駅前第2自転車等駐車場
J R黄檗駅前第2自転車等駐車場
J R宇治駅北自転車等駐車場
J R小倉駅北自転車等駐車場
J R小倉駅南自転車等駐車場
京阪三室戸駅前自転車等駐車場
近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場
近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場
J R新田駅前自転車等駐車場
京阪木幡駅前自転車等駐車場
近鉄小倉駅東自転車等駐車場
近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場
近鉄伊勢田駅前第2自転車等駐車場

現在の指定管理者：公益社団法人 宇治市シルバー人材センター
一般社団法人 宇治高齢者事業団
榊田商事 株式会社

公募・非公募	
非公募	<p>理由</p> <p>自転車等駐車場については、平成31年3月に策定した「宇治市自転車等駐車場再整備実施方針」に基づき、整備手法等についての検討を進めることとしており、借地や用地取得等については相手方との協議が必要であることから、それぞれの施設における方向性について、一定の整理・調整を図る期間が必要である。</p> <p>また、市としての高齢者雇用のあり方についても整理が必要であり、これらのことを検討・整理するため、3年を暫定期間として非公募とする。</p>
指定期間	3年（令和2年度～令和4年度）
利用料金制度	
導入無	<p>理由</p> <p>現在の管理形態を継続する場合、利用料金制度導入によるメリットが引き出しにくいいため、今後の施設再整備の状況とあわせ整理を図る。</p>
委員会意見	<p>非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。暫定期間において公募に向けて前向きに検討されたい。</p>